

運営・法令上のさまざまな疑問・相談に事務局がお答えします。制度改正や報酬改定に関わる質問に、メールやお電話でお問い合わせください。

例えば、こんなご質問にお答えしています！

Q

【人員基準】

常勤の看護師が機能訓練指導員を兼務しているのですが、減算対象となりますか？

A

看護職員が当該常勤の看護師1名しかいない状況で、機能訓練指導員を兼務している場合は、人員基準を満たさないこととなり、減算の対象となります。

Q

【介護報酬以外の請求】

センサーマット、タッチセンサーは、事業者負担ですか。

A

入居者に一律に提供しているのであればホーム負担。入居者の個別的事情により導入しているのであれば入居者負担。目安は、ケアプランに明記されているか否かになります。

Q

【介護報酬・加算】

令和3年度からADLの測定を開始しますが、令和3年4月に測定し、10月にもう一度測定すれば10月（ないし11月）から算定できますか。

A

令和3年4月に加算の取得の届出を行った場合は、評価対象利用期間は令和3年4月～令和4年3月となります。評価対象利用期間中に6月を超える利用を行った入居者の全員に対して、測定する必要がありますので、途中入居の方も評価対象となります。よって、評価対象利用期間が終わってみないと全体のADL利得は計算できません。本件の場合、令和4年3月末の評価でADL利得が1以上の場合は、令和4年4月から1年間算定できます。

Q

【医療・介護】

要支援2の入居者が脳梗塞の疑いで、毎日点滴が必要になりました。ホームの看護師では対応できません。訪問看護の利用は可能でしょうか。

A

基本的には、特定施設入居者生活介護入居者の訪問看護の利用はできませんが、医師より「末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である」と判断された場合、14日まで医療保険にて利用することは可能です。入居者の状況によって異なるので、協力医療機関や訪問看護事業者とご相談のうえ、ご検討ください。